

土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

兵庫県神戸市長田区長楽町五丁目 3 - 3 片岡 保夫

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 42 条第 1 項及び第 47 条の 4 第 1 項の規定に基づく平成 18 年 12 月 20 日付けの通知は、受取人不在のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部管理課（鳥取市東町一丁目 220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。